

# 公益社団法人 愛知県診療放射線技師会

## ウェブサイトに関する管理・運用規約

平成 22 年 9 月 21 日制定

平成 27 年 9 月 7 日改定

令和 2 年 10 月 19 日改定

### 1. 趣旨

公益社団法人愛知県診療放射線技師会（以下「本会」という）は、ウェブサイト（公式ホームページ）の管理・運営にあたり、関係法令を遵守し、本会の会員および県民に対し有効な情報発信を行うための方針を定める。

### 2. 目的

当ウェブサイトは下記の目的のもと、公開する。

- ① 本会の会員に対し、有益な情報をいち早く配信することにより資質向上に努める。
- ② 診療放射線業務を通じて地域保健事業の推進および協力に寄与する。
- ③ 診療放射線技師の活動を、広く県民に公開し広報することにより、認知度を高め理解を得る。
- ④ 法人組織における情報公開。
- ⑤ その他、本会の活動を県民に公開することにより意見を受け、会の活動をより充実し発展させる。

### 3. 作成・管理責任者

- ① 当ウェブサイトに掲載された情報に関する責任者は、本会会長とする。
- ② 本会は、当ウェブサイトに係るシステムを安全に運用するため、システム管理者を置く。
- ③ 本会は、組織運営規定第 13 条に掲げる広報部内にホームページ委員会を設置する。
- ④ ホームページ委員会は、本会の会長、副会長、常務理事、ならびに組織運営規定第 11 条に掲げる組織調査部、第 12 条に掲げる学術部、第 13 条に掲げる広報部より選出されたもの、システム管理者、および会長が指名したもので構成する。
- ⑤ ホームページ委員会は、当ウェブサイトの企画、作成、公開および内容の

検閲、検討などの運用を担う。当ウェブサイトに掲載した情報によるトラブルが発生した場合には、直ちにホームページ委員会を開催しその対応を検討する。

#### 4. セキュリティーについて

- ① 当ウェブサイトを適切に運用するために必要なサーバおよびソフトウェア等を整備する。
- ② 会員のみを開示する情報を提供する場合等は、必要に応じてアクセス権限を設定することで、不正な利用を防止する。
- ③ 当ウェブサイトの更新作業にあたっては、アクセスIDやパスワードを適切に管理する。
- ④ 運用サーバについて、外部からの悪意のある攻撃やウィルス等から適切に防護される措置を講じる。
- ⑤ 当ウェブサイトに関するシステムの異常あるいは不正アクセスを発見した場合は、速やかにシステム管理者に通報し対応する。

#### 5. 著作権について

当ウェブサイトにある全てのコンテンツ・情報などの著作権は、本会に帰属する。

#### 6. 公正な利用について

当ウェブサイトにある全てのコンテンツ・情報などを加工し、他のサイト等に掲載することを禁止する。

#### 7. リンクについて

- ① 他のサイトから当ウェブサイトへのリンクは基本的にフリーとする。ただし、トップページへのリンクを原則とする。
- ② 当ウェブサイトからのリンクについては、次に定めるもの以外は常務理事会に諮り、承認された場合は掲載する。
  - ア) 公益社団法人日本診療放射線技師会（以下「日本診療放射線技師会」という）および都道府県技師会
  - イ) 自治体および関係省庁等の公的機関
  - ウ) 診療放射線技師教育機関
  - エ) 本会および会員に関係する学会等のうち特に会員に関わりの大きいもの
  - オ) その他、本会および会員に関わりが大きく、明らかな有用性が認め

られるもの。

- ③ 当ウェブサイトから企業へのリンクについては、原則として本会の賛助会員に限ることとし、会員から希望があった場合には常務理事会に諮り、承認された場合は掲載する。
- ④ リンク掲載後ホームページ委員から異議や検討の申し出があった場合には、直ちに掲載を中止し、常務理事会で検討しなければならない。
- ⑤ 常務理事会に諮った内容は、理事会に報告して承認を得なければならない。

## 8. 個人情報保護について

- ① 個人情報とは、「個人に関する情報で、特定の個人が認識されるもの」であり、個人の氏名や肖像、作品（論文、デザイン、写真、研究成果など）、検査症例写真などが該当する。
- ② 当ウェブサイトを利用して個人情報を発信する場合は、本人の同意を前提とする。
- ③ 会員の意見や主張においては、個人情報の流出や人権侵害に及ばないように十分配慮する。
- ④ 本会の活動風景や会員の写真を使用する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。個人写真を掲載する場合は、名札等によって個人名が判別できないように修正を施すとともに、掲載した文章などからも、個人名が特定されないようにする。
- ⑤ 会員から掲載を希望しない旨の申し出があった写真は、個人が特定できない写真を除き、掲載しないこととする。
- ⑥ その他、国籍・戸籍・住所・電話番号・生年月日・性別・家族構成・思想・信条・信教・政治的見解・保健医療などのうち、自己紹介程度のものは発信できるものとする。
- ⑦ 検査症例写真等を掲載する場合は、被検者個人が特定できないように配慮するとともに、掲載した文章などからも被検者の個人名が特定されることの無いように十分注意する。
- ⑧ 特別な事情により、上記①から⑦に抵触する性質の写真や情報を掲載する必要がある場合には、事前に会員又は被検者の同意を得ることとする。
- ⑨ 別に定める本会「個人情報保護方針」を遵守する。

## 9. 著作物の使用について

他で公開されているウェブサイト、新聞、雑誌などの文章、写真、音声などの情報を当ウェブサイトからリンクする等により利用する場合には、必要に応じて著作権者に了解を得ることとする。また、他人の著作物を当ウェブ

サイトに掲載する場合は、当ウェブサイトの著作物と引用部分を区別して、著作物の出展を明示するなどの引用における注意を守ること。

#### 10. 事業案内等掲載基準について

- ① 本会が主催、共催ならびに後援する事業の掲載基準については、「主催と共催ならびに後援する事業規約」に別途定める。
- ② 日本診療放射線技師会が、主催、共催、後援する事業については、必要に応じて掲載する。
- ③ 日本診療放射線技師会が定める「学会等の設置に関する規程」に基づき設置された学会等が主催、共催、後援する事業については、必要に応じて掲載する。
- ④ 本会および会員に関係する学会、教育機関、自治体等が主催する事業のうち、会員に特に関わりの大きいものについては、必要に応じて掲載する。
- ⑤ 上記①から④に規定されたもの以外について掲載依頼のあった場合は、内容を常務理事会に諮り承認された場合は掲載する。
- ⑥ ⑤について、常務理事会で検討する時間的余裕の無い場合に限り、会長の判断により一時的に掲載することができる。ただし、事後速やかに常務理事会において承認を得なければならない。
- ⑦ ⑤について、定期的開催されるものであって常務理事会で承認をされたものについては、主催者およびその概要に大きな変更がない場合に限り、掲載の都度常務理事会の承認を得る事を要しない。
- ⑧ 掲載後ホームページ委員から異議や検討の申し出があった場合には、直ちに掲載を中止し、常務理事会で検討しなければならない。
- ⑨ 常務理事会に諮った内容は、理事会に報告して承認を得なければならない。

#### 11. その他

- ① ここに定めのない必要事項については、常務理事会で協議し理事会で決定する。
- ② この規約を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

#### 附則

1. この規約は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。
2. この規約は、平成 27 年 9 月 7 日から施行する。
3. この規約は、令和 2 年 10 月 19 日から施行する。